

2022年6月20日  
資源エネルギー庁  
新エネルギー課

特定営農型太陽光設備に係る農地一時転用許可証提出に関するお知らせ（注意喚起）

FIT 制度では、10 kW 以上 50 kW 未満の低圧太陽光設備について、2020年度以降の認定案件には、認定基準として、自家消費型の地域活用要件（以下の①②の両方）を求めるとしてしています。

ただし、営農型太陽光発電設備であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年間を超えるもの（特定営農型太陽光発電設備）については、①を満たさない場合であっても、②を満たすことで、FIT 認定の対象となります。この場合、認定の日から3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（一時転用許可期間は3年間を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出する必要があります。

認定事業者におかれましては、改めてご自身の設備についてご確認いただき、該当する案件について、期限内に農地一時転用許可証を提出してください。

なお、認定の日から3年以内に必要な許可が得られていないことが判明した場合は、当該認定が取消になる可能性があることにご注意ください。

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも30%について、電気事業法に基づく特定供給を行うこと。
- ② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

◆ 再エネ特措法の法令やガイドラインの詳細については、以下のウェブサイトをご確認ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html#guide](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html#guide)

◆ 本件に関するお問合せ窓口 0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）  
[PHS/IP 電話からは、044-952-7917] 電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

以上